

人事・給与制度の抜本的見直しを！

適正な人事・給与制度を構築し、
高すぎる給与水準を是正すべきです。

■制度の問題点と改善策

表面・表 I で示した通り、一部の市職員の給与は民間の同職種従事者に比べて、大幅に高い水準にあります。また、それ以外にも本市の人事・給与制度には、多くの問題があります。

【本市の人事・給与制度の主な問題点】

- 職種・業務内容を考慮することなく、全員一律の給料表で基本給が決定される
- 人事評価の際、実績・勤務態度等が考慮されておらず、よほどの問題行為がない限り、全員が同じ速度で昇給する
- 人事評価が機能していないため、勤勉手当(=賞与)が実績・勤務態度等に関係なく、一律支給される
- 役職手当の決定方法が適切さを欠いているため「係長・課長補佐の給与が課長より高い」等、職務と給与の逆転現象が多数発生している

こうした現状を正すためには、

【改善のために必要な対応】

- 職種・職務内容に応じた給料表・手当の設定等、給与制度の抜本的見直し
- 適正な人事評価の実施と、評価結果の昇給・勤勉手当への反映

を実施することが重要です。

■抜本的改正に向けて！

市は、私の指摘した内容を認めた上で、今後、必要な対応に取り組んでいくことを約束しました。私は、これを非常に大きな前進だと考えています。

人事・給与制度の大幅な見直しは、効果的・効率的な行政運営の実現に大きく貢献します。**高すぎる給与水準を是正し、適正な人事・給与制度を実現するため、調査・研究と提案を続けてまいります。**

懲戒基準と運用の抜本的見直しを！

不祥事を起こした職員には、厳しく対処するのが当然です。

■今回の対応の問題点

3月11日、「本市の車両課職員が勤務時間中、スーパーで万引きし、発見した店員に暴力を振るって現行犯逮捕される」という衝撃的な事件が発生しました。**当該職員は事件から約二ヵ月半が経過した5月27日に懲戒免職(=解雇)されましたが、逮捕後、解雇されるまでの間、給与を支給されており、その合計は約70万円に達しました。**私は、○逮捕後、市が本人に初めて接見するまでに一ヵ月以上、起訴内容を確認してから懲戒免職処分を決定するまでに一週間等、個々の対応に時間がかかりすぎている
○拘留中の本人が提出できない「有給休暇届」の家族による提出は認める一方、「解雇通知」は本人に手渡さなければならないとしている等、手続きが公正を欠いている

○地方公務員法が、公務員が逮捕・起訴された場合、給料を40%減額する「起訴休職」の制度を定めているにも関わらず、起訴後・約20日間にわたり「有給休暇」扱いとし、給料を全額支給した等の問題点を指摘しました。これに対して市は、問題の存在を認めた上で、今回の事例を踏まえ、今後、同様の事件が発生した場合は、可能な限り速やかに対処することを約束しました。

■専門家を交え、運用の見直しを！

不祥事を起こした職員は、速やかに厳罰に処するのが当然です。そうでなければ、真面目に働く職員の士気まで低下します。**弁護士等、専門家を交えて懲戒処分の運用を見直し、速やかな対処を可能とする具体的方策を示すよう、強く要望しました。**

車両課の徹底的な見直しが必要です

実質・月10日程度の勤務で平均給与・約54万円！！
このような現状は、徹底的に見直すべきです。

■車両課職員の勤務実態

表面・表 I に示した職種の中でも、自動車運転手の給与は月平均・約53.6万円と飛び抜けて高い水準にあります。ところが、その勤務実態は○主要業務が「車両の運転」であるにも関わらず、月間の運転日数が、わずか10日程度の職員が多数存在する
○運転した日であっても、走行時間3時間・走行距離10km未満等、走行時間・距離の極端に少ない日が多数を占めている
○利用には事前申請が必要なため、突発的な利用は、ほとんどない
○運転以外の業務はきわめて少なく、運転時間以外のほとんどは目的なく待機しているだけという状況にあります(※)。**こうした勤務実態に**

も関わらず、多額の休日出勤・時間外勤務手当が発生していることもあり、本市の車両課職員の給与は、きわめて高い水準にあるのです。
※私は、こうした勤務実態も、左ページの事件が発生した原因の一つだと考えています。

■徹底的な見直しが必要です

市は、私の指摘した問題点を全面的に認め、○シフト勤務の導入、振替休日・代休の積極的活用による休日出勤・時間外勤務手当の削減
○廃止も含めた組織の抜本的見直しに取り組むことを約束しました。**近隣市には車両課という組織はなく、車両運転業務を正規職員だけで行っている例もありません。**給与水準の適正化と同時に、組織・業務の徹底的な見直しを進めるべきです。

車両課の問題は、利用する側の問題でもあります

結婚披露宴に、公用車で行く必要がありますか？

■それって、本当に「公務」ですか？

車両課の勤務実態を調査する過程で、多くの不適切な利用を発見しました。中でも悪質なのが「**副市長が結婚披露宴に車両課の公用車で出席し、式が終わるまで待機させていた**」事例です。これによって発生した車両課職員の休日出勤手当は約2万円。**副市長は結婚披露宴への出席を「公務」としていますが、相手先の氏名等は「プライバシーに関わる」という理由で公開せず、祝儀も自前を出しています。**また、式の前後に他の公務は入っていないため、効率的に移動する必要もありません。このように利用目的自体に多くの問題があることに加えて、事実が明らかになるまでの過程も大きく不信感を募らせるものでした。

■利用する側の意識改善も重要です

車両課の運転記録からは「行き先」「依頼元」だけしか分かりません。そこで、車両の利用を依頼した秘書・国際課に詳細を確認したところ、「利用者は副市長だが、記録が残っていないため利用目的は不明。」という回答が返ってきました。しかしながら、この回答は、あまりにも不自然です。**不審に思い調査したところ、当日、副市長は結婚披露宴に出席していたことが判明しました。この事実を突きつけると、副市長と秘書・国際課は、一転して「公務」を主張し始めたのです。**車両課問題は、利用する側の良識の欠如の問題でもあります。このような不適切利用は厳に慎むよう、強く要請しましたが、明確な答弁はありませんでした。

紙面の内容がテレビ・新聞等で報道され、大きな反響がありました。ぜひ、「西宮市議会議員・しぶや祐介の活動日記」(<http://y-shibuya.blogzine.jp/blog/>)で、詳しい内容をご覧ください(テレビ・新聞の報道内容もご覧頂けます)。